○農林水産省告示第千九百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町小原字一ノ谷六五三の一、六五三の二、六五四の一、六五五、六六八から六七一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　秋田県湯沢市皆瀬字山岸八六の一、八八、一一五、一一八、一二〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山岸一一八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県白河市関辺西方五九の四、五九の五、六一、六五、六六、六八、六九の一、六九の二、七四の二、七四の四、七五、七六、西ノ内一、五一の一、五一の二、五二、丸沢二九、三〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市一村尾四五二、四五三、四五五から四五九まで、四六〇の一、四六〇の二、四六一、四六二、二五八八の一、二五八九の一、二五九〇の二、二五九一から二六〇二まで、二六〇〇の子、二六〇三の一、四五二地先・四五三地先・四五四地先・二五九五地先（以上四筆地先について次の図に示す部分に限る。）、四五三地先（次の図に示す部分に限る。）、四五三地先・二五九五地先（以上二筆地先について次の図に示す部分に限る。）、四五四地先（以上二筆地先について次の図に示す部分に限る。）、四五五地先・四五七地先（以上二筆地先について次の図に示す部分に限る。）、四五七地先（次の図に示す部分に限る。）、四五九地先・二五九七地先（以上二筆地先について次の図に示す部分に限る。）、四六〇の一地先（次の図に示す部分に限る。）、四六一地先・二五九八地先・二六〇〇の子地先（以上三筆地先について次の図に示す部分に限る。）、四六二地先・二六〇一地先（以上二筆地先について次の図に示す部分に限る。）、二五九七地先（次の図に示す部分に限る。）、二六〇二地先（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛媛県大洲市菅田町大竹字入道ヶ谷乙一の二、菅田町菅田丙六八四の一、丙六八四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字入道ヶ谷乙一の二・菅田町菅田丙六八四の一・丙六八四の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町中川二三〇三の一から二三〇三の三まで、二三〇八から二三一〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

中川二三〇三の三・二三〇八から二三一〇まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字葛原字立岩山二八四、字八ヶ迫二九〇の一九・二九〇の二〇・二九〇の三七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二九〇の二一から二九〇の二八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字立岩山二八四（次の図に示す部分に限る。）、字八ヶ迫二九〇の二一から二九〇の二八まで（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、二九〇の一九、二九〇の二〇、二九〇の三七